

# 山梨県公報

第千八百五十二号

平成二十年

五月十二日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の解除……………一五七
- 換地計画の決定……………一五七
- 道路の区域変更……………一五七

### 公告

- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………一五八
- 土地改良区役員の変更及び就任(三件)……………一五八
- 開発行為に関する工事の完了について……………二六〇
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………二六〇
- 公安委員会……………二六〇
- 技能検定員等審査の実施……………二六〇

## 告示

### 山梨県告示第二百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年五月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
北杜市小淵沢町上笹尾字夏秋二五三八の一七五
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 山梨県告示第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(身延地区上河原工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年五月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十年五月十二日から同年五月三十一日まで
- 三 縦覧場所  
身延町役場産業課
- 四 異議申立期間  
平成二十年六月一日から同年六月十五日まで

### 山梨県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 300号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町大字下山字上沢富士川右岸 富山橋取付部地先から 南巨摩郡身延町大字下山字上沢富士川右岸 町道交差点地先まで	一九・五丁	二〇・四丁	三六・〇	一五五・〇
	一五五・〇	四〇・四		

公 告

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業 三珠豊富地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。  
 平成二十年五月十二日

一 縦覧書類  
 変更後の県営土地改良事業計画の概要  
 山梨県知事 横 内 正 明

二 縦覧期間  
 平成二十年五月十二日から同年五月三十一日まで

三 縦覧場所  
 中央市役所農政課  
 市川三郷町役場産業振興課

四 意見書の提出方法  
 この事業計画概要について意見があるものは、縦覧期間の最終日までに、峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成二十年五月十二日

一 退 任  
 山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	高左右幹雄	韮崎市円野町入戸野一―一三	平成二十年四月十八日
同	秋山 芳文	同 旭町上條北割六〇三	同
同	中沢 将	南アルプス市百々一三一	同

二 就 任

同	西野 速雄	同 野牛島一七三七	同
同	中込 量	同 野牛島二二五〇	同
監 事	加賀爪萬治	同 韮崎市清哲町青木一四一四	同

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	野田 正資	同 韮崎市円野町入戸野五	平成二十年四月十九日
同	雨宮 進	同 山梨市市川一八〇二	同
同	加賀爪萬治	同 韮崎市清哲町青木一四一四	同
同	河西 久夫	同 南アルプス市有野六一五	同
同	齊藤 公夫	同 野牛島二二一五	同
同	藤巻 清	同 野牛島二二四	同
監 事	内藤 充	同 韮崎市神山町鍋山一六九五	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大笹堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成二十年五月十二日

一 退 任  
 山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	猪股 亮一	同 甲斐市大笹二六三〇	平成二十年四月十二日

同	同	同	同
小宮山 正	大久保言智	大久保三三二	大久保三七七
同	同	同	同
長田 熊夫	小田切秀蔵	大久保二七一九	大久保二七五七
同	同	同	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	長田 一三	甲斐市大袋二六〇一	平成二十年四月十二日
同	岡田 誠一	大久保九一一	同
同	岡田 千尋	大久保三三〇	同
同	保坂 一美	大袋二七三〇 一	同
監事	増坪 清	大袋三三五四 二	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年五月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	山本 文男	都留市小形山一八一七番地	平成二十年四月十二日
同	天野 正義	川茂 三五番地	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鈴木 寛一	板倉 弥	山本 盛夫	堀野 義春	岡部 忠男	堀内 秀夫	佐藤 好治	吉村 千秋	平井 賢二	板倉 佳人	小形山一六六一番地	二七二番地	川茂 九〇六番地一	小形山一六四二番地	五六四番地一	六九一番地	六二〇番地	八七番地	五三八番地	三六番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	佐藤 義雄	都留市小形山一七四五番地	平成二十年四月十三日
同	板倉 保秋	川茂 四三番地	同
同	日向 義行	小形山一八一一番地	同
同	市川 克浩	大原 一八五番地二	同
同	山本 誠	小形山二五七八番地一	同
同	日向 哲男	一八〇八番地	同
同	平井 民雄	五五四番地	同

同	平井 辰雄	同	六九八番地	同
同	平井 幸成	同	一六九四番地一	同
同	板倉 立行	同	川茂 四一番地	同
監事	平井利三雄	同	小形山 四六二番地	同
同	坂本 康人	同	川茂 三九番地	同

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年五月十二日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字藪木一九三の一、一九四、一九五及び一九六の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中野区鷺宮一丁目四番二号 旭正株式会社 代表取締役 薛森唐

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年五月十二日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町築地新居字大神六六七の一、六六七の二、六六七の三、六六七の四、六六七の五及び六六七の六並びに甲斐市玉川字中曾根一三六九の一、一三六九の二、一三六九の三及び一三六九の四及び一三六九の五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市玉川七百八十四番地十 有限会社相原商事 代表取締役 相原紀幸

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年五月十二日

山梨県知事 横内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

北杜市小淵沢町上笹尾字松原三三九五の一、三三九五の二、三三九五の三、三三九五の四、三三九五の五、三三九五の六、三三九五の七、三三九五の八、三三九五の九、三三九五の一〇、三三九五の一、三三九五の二、三三九五の三、三三九五の四、三三九五の一五、三三九五の一六、三三九五の一七、三三九五の一八、三三九五の一九、三三九五の二〇及び三三九五の二一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県甲斐市名取八十八番地一 株式会社ライフプランニング 代表取締役 河澄博

## 公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運

転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十年五月十二日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車運転免許（以下「大型自動車免許」という。）、中型自動車運転免許（以下「中型自動車免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種運転免許」という。）並びに大型自動車第二種運転免許、中型自動車第二種運転免許及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十年六月二十三日（月）、六月二十五日（水）及び六月二十七日（金）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十年五月二十六日（月）から平成二十年六月九日（月）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
二万四千七百円

(二) 普通自動車免許  
二万五百円

(三) 特定第一種運転免許  
一万四千円

(四) 大型自動車第二種免許等  
二万二千四百五十円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許  
一万五千六百五十円

(二) 普通自動車免許  
一万二千五百円

(三) 特定第一種運転免許  
九千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等  
一万三千三百円

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番